

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第8回）

議事概要

1. 日時 令和3年3月9日(火) 14時00分～16時10分

2. 開催方法 WEB会議システムを使用

3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院教授
委員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	八ヶ岳中央農業実践大学校畜産部長
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	戸田 光彦	自然環境研究センター主席研究員
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学教授
事務局	大森 恵子	環境省大臣官房審議官
	奥山 祐矢	環境省自然環境局総務課課長
	長田 啓	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	野村 環	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	小高 大輔	環境省自然環境局総務課課長補佐
	佐藤 知生	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室係長
	尾崎 由布子	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室係長

4. 大森審議官挨拶

前回の8月の検討会では、動物愛護管理法の改正を踏まえ、適正な飼養管理基準に関する具体化について報告をとりまとめていただいた。この報告を踏まえ、中央環境審議会動物愛護部会において省令の案をご審議いただき、本年1月7日に答申が行われた。省令については、この答申案を基に現在公布のための作業を進めているが、本日はこの省令に関して、事業者及び事業者の指導監督を行う自治体職員に、基準の考え方や基準を満たす状態等を分かりやすく示すための基準の解説書案の作成にあたり、ご意見を伺いたい。限られた時間だが、活発なご議論を賜ることをお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

5. 議事概要

座長の進行により、議事（１）（２）について検討が行われた。

（１） 基準の解説書（仮称）について

事務局より、「資料1」第3次答申（動物愛護管理法の飼養管理基準に関する省令）の概要」について、以下の説明が行われた。

- 1 ページ目、対象範囲については、犬猫を取り扱う事業者全般である。基準省令の施行期日は本年の6月1日だが、飼養施設の規模や従業者の員数、繁殖に関わる基準は、施行期日をずらしたり、段階的に頭数を制限する等の経過措置を設ける。一方で、基準の経過措置期間中も、新たに設けた動物の状態を直接禁止する基準は適用されるため、適正飼養を担保してもらう必要がある。
- 2 ページ目、基準の解説書の策定について答申の中でもうたわれており、これが本日も検討いただく内容である。また、自治体の取組の支援や国民的な議論の推進、事業者の主体的な取組の推進も答申に盛り込まれている。
- 3 ページ目以降が、実際に省令に定められる基準の中身である。これらは既にこの検討会で皆さまに内容をご検討いただいていたもので、その内容をほぼ踏襲している。
- 1 つ目は、飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造、規模に関する事項で、ケージの規模や構造を基準で規定するものである。4 ページ目に、ケージのイメージ図を載せている。5 ページ目からは、従業員の員数に関する事項で、1 人当たりの飼養可能な頭数を定めるものである。3 つ目が動物を飼養保管する環境の管理に関する事項で、温度計・湿度計の設置や臭気の管理、日長変化に応じて光環境を管理することなどを定めている。4 つ目が動物の疾病に関する措置として、一年以上継続して飼養保管する犬猫については、健康診断を受けさせること等の規定を入れている。5 つ目が動物の展示・輸送の方法に関する事項で、展示する場合、6 時間を超える毎に、その途中に展示を行わない時間を設けることを規定している。6 つ目に、繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定、その他の繁殖の方法に関する事項として、それぞれ犬猫について、雌の出産回数・年齢を定めるとともに、獣医師による診断を受けさせること、また帝王切開は獣医師に行わせること等を盛り込んでいる。7 つ目は、その他の適正な飼養に関して必要な事項として、動物の状態を直接規定している。被毛に糞尿等が固着した状態や、体表が毛玉で覆われた状態は不適切な状態であるため、このような状態にならないようにするという基準である。
- 続いて、経過措置の内容を詳しくご説明する。1 点目の飼養設備の規模に関しては、設備の入れ替えや改修に一定の準備期間が必要であるため、既存事業者については1 年後の令和4 年6 月から基準が適用され、新規事業者については本年6

月から適用される。

- 従業員の員数に関する経過措置は、行き場を失う犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養が起きてはならないという観点で、新規従業者の確保や譲渡に要する期間を確保するため、経過措置期間を設けた。第一種動物取扱業については、上限の頭数は来年の6月からかかり、そこから2年間で5頭ずつ減らし、犬は20頭、猫は30頭というキャップをはめることになる。第二種動物取扱業については、第一種動物取扱業からの犬猫の譲渡が増加する可能性があるため、スタート時期を令和5年6月として、そこから2年間で5頭ずつ減らすという経過措置になっている。ケージと同様に、新規の事業者は初めから基準に適合するよう対応してもらうが、既存事業者は、現状の頭数を減らさないなら、新規従業員を雇用して対応してもらうことになる。
- 繁殖の方法に関する経過措置については、犬猫の繁殖生理の特徴を反映して、高齢により母体に負担がかかることを防ぐため、年齢を基本として交配終了年齢を6歳以下とするとともに、犬については生涯出産回数についても制限する。犬猫ともに生涯出産回数が少ない個体については、絶対的な交配終了年齢を7歳以下と設定している。確実に年齢を確認する必要があるため、繁殖実施状況記録台帳に、年齢と生涯出産回数を記入することにより、来年の6月からその台帳を確認できる状態になり、それにより担保していくということで、1年の経過措置を設けている。
- 8ページ目に、第一種動物取扱業の登録基準があり、これも今回見直しをしている。また、現行の施行規則の改正、現行の基準となっている細目の廃止、マイクロチップの義務化については来年の6月からだが、それも基準省令に位置付けることが答申に盛り込まれている。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 経過措置について段階付けの妥当性は分からないが、既存業者に対して厳しい基準をいきなり適用するのは厳しすぎるので、一定の経過措置を設けるのは適切なことだと思う。経過措置期間終了までに、新たな基準に適合できないと判断される場合に、取消しなどを視野に厳格な対応を行うとは、どのようなイメージか。経過措置期間中は、まだ厳しい基準が適用されていないので、法律に違反していることにはならないのに、不利益な処分をするというイメージなのか。（委員）
- 例えば、1人当たりの飼育頭数の規定では、第一種動物取扱業で、犬の場合は来年の6月に30頭以内にするという基準が始まるが、現状で一人当たり50～60頭を飼っている場合は、来年の6月までに基準に適合することが難しいことが想定される。そのような事業者は、基準に適合しない場合、施行日以降に勧告・命令等の措置もあることを伝え、頭数を減らす、または従業員を増やす努力をするよう

に、集中的に指導しなければならないという意味である。（事務局）

- 基準を遵守していないと認める時に初めて勧告できるので、まだ適用されていない将来の基準がクリアできないであろうという時に何ができるのか。勧告の以前に、頑張ってくださいと言うだけか。（委員）
- 勧告以前の話は、あくまで行政指導の範囲であると考えている。（事務局）
- 今50頭で、来年6月に30頭という基準がクリアできそうにない事業者に対して、来年の6月を待たずに、勧告などを行うことを想定しているのか。（委員）
- もちろん、来年6月以降でない限り、勧告や命令はできない。（事務局）

続いて、事務局より、「資料2 基準の解説書（仮称）の全体構成について」について、以下の説明が行われた。

- タイトル案は、事務局案を3つ記載している。動物取扱業者の犬猫の飼養管理基準の解説、もしくは解説書といったタイトルにする案と、現場マニュアルとする案だが、全体をご説明したうえでご議論いただくほうがよいと思われるため、最後にご議論いただく。この3つに限らず、組み合わせの案や他のタイトルの案があれば、ご意見をいただきたい。
- 基準の解説書の対象者は、犬猫を取り扱う動物取扱業者で、第一種、第二種両方である。また、その登録や届出事務、指導監督等を行う自治体の職員も対象である。事業者に対して、基準の内容や考え方、実際に基準を満たす状態等を、分かりやすく具体的に解説するものを作っていきたいと考えている。また、事業者が守らなければならない事項の解説になるので、指導監督を行う自治体職員も立入検査等で活用できるものになると考えている。特に基準を満たす状態、もしくは満たさない状態の例示等の基準自体の解説・法解釈に係る部分は、それに照らして遵守すべき事項が満たされないと判断される場合は、指導・勧告・命令・取消し等が可能になるものと考えており、単なるガイドラインのような位置づけではなく、しっかりと指導監督に使えるものにしたい。この中には理想的な飼養管理の考え方も入れていくが、これは望ましい状態を示すものであり、これを満たさなければ基準違反になるものではない。
- 全体構成については、まず目次があり、使い方やはじめにの後に、基準の解説がある。解説、基準の情報や行政の指導・処分にあってポイントとなる事項、チェックリスト等の参考様式などを整えていきたい。また、参考条文などの参考資料を入れることも考えている。
- 2ページ目、基準の解説の内容は、基準の概要と趣旨、チェックポイントと、解説の文章で構成することを考えている。解説では、言葉の定義や運用解釈、具体的な基準の取扱い等の例示などを含めて解説する。その下から、全体構成の項目立てについて記載している。この項目は、基準の1～7に共通する項目として、

まず基準の運用解釈等について解説をし、基準の趣旨や、基準を満たす／満たさない状態を提示していく。また、各項目について、例えばケージであれば、具体的にどんな品種・サイズならどんな数値になるかを載せる。そのあとに、より理想的な飼養管理の考え方として、エンリッチメント等に配慮した場合に必要な設備や配置方法、管理方法が望まれるかを載せたい。委員の皆さまから、理想的な飼養管理の考え方など、それぞれの項目にどのような内容を入れるべきか、ご意見をいただきたい

- 4 ページ目の行政指導・行政処分について、今回の基準の検討においては、基準を守らない悪質な事業者に対して、勧告・取消し等も含めて厳格に対応することが重視されてきた。この基準も実効性あるものとするために、行政指導や行政処分についての項目を入れることを考えている。立入検査などの指導にあたってのポイントを示すほか、行政処分のフローやチェックリスト等も入れていきたい。指導方針の例として、例えば勧告は速やかに適正な状態に是正することを目的としたものであり、具体的にそれに必要な期間などを考慮したうえで、合理的で適切な範囲で定めること、履行期限が来た段階で状況を判断したうえで、履行されていなかった場合は命令や取消しなど厳格な措置に移行することが必要であること、また、これらの基準以外に、ネグレクト等が認められる場合は法44条の虐待罪が適用されることについても、解説できればと考えている。
- 5 ページ目に行政処分のフローのイメージを掲載している。フローのなかで勧告や命令、もしくは取消しなどが行われていくことをお示しできればと考えている。
- 6 ページ目に基準の解説書の策定にかかる答申、および本検討会の座長提言の関連部分などを抜粋して、参考として記載している。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 全体構成を見ていると、最低限守らなければならない基準の解説で、それを破ると勧告や命令に至る部分と、より理想的な飼養管理の考え方について触れている部分があり、1つの基準解説の中に、勧告・命令の対象となる部分とならない部分の両方が記載されることになる。利用者が見て誤解しないように、どこが勧告・命令の対象なのかが明確になるような工夫をしたほうがいい。（委員）
- 私もそう考える。体裁も含めて工夫しないと、どこを読めばよいかわからないし、どこが肝になるのかもわからない。メリハリをつけて書く必要がある。また、事業者と自治体職員の視点は異なると思われるため、場合によっては、事業者向けと自治体職員向けを別冊にすることも考えられるのではないかと。（委員）
- 基準の解説書と言うからには、実際に使えるものでなければならない。別冊にしなくてもよいが、事業者としてやるべきこと、自治体としてやるべきことを、それぞれトピックスとして明確に分けて書き、その後解説を記載するような形の

ほうがよい。また、解説についても、できていなければ処分の対象になる最低限やるべきことと、理想的な、いわゆる推奨基準を別にして書く必要がある。自治体も、最低限やるべきことができていないから、処分に入ることができるわけで、それが不明確だと、具体的な解説書にはならず、結局使えないものになる。（委員）

- 1冊になって膨大な量になるのも厳しい。（委員）
- 現在、厚労省で補助犬の事業者と飼養者に対する飼養管理の手引きを作っている。それは1冊だが、最初にやるべきことを書いて、次に最低限必要な対応について書き、その次に推奨する内容を書くという構成にしている。参考になるかもしれない。（委員）
- 事業者にとっては、文章が沢山書いてあっても、それを実務に落とし込むのが大変で、結果的にきちんと対応できなければ、内容がよくても実効性がなくなる。様式などは、例として多めにあれば、小規模事業者でもすぐに取り入れやすい。例えば、実験動物だと、大学の国動協（国立大学法人動物実験施設協議会）や公私動協（公私立大学実験動物施設協議会）などが雛形を作り、それにならって各大学が作っていることが多く、外部評価でも、評価者側がそれらに基づいて確認している。具体例としてポイントを挙げたものがあるとよい。（委員）
- 畜産の場合、生産者が見るのは数値基準だけで、評価する側は動物の状態を見る。動物取扱業者も、たぶん数値に適合しているかどうかしか見ないと思う。評価する側は、動物の状態を見て、その上で施設に対する、あるいは管理に対する示唆を与えるべきで、今回もそのように分けて考えてはどうか。動物ベースの指標があまり書かれていないので、2つに分けることができるか分からないが、そのような整理もある。（委員）
- 事業者用と自治体用というような形に整理するということか。（委員）
- そのとおり。自治体は、おそらく獣医師が関わると思うので、動物の評価ができる。その部分のチェックを主にしてもらいたい。（委員）
- より理想的な部分は、直ちに処分にはつながらないので、色をつけた枠に入れるなど、違うものだということが分かりやすいようにするのがよい。基準の解説書として名前が決まり、でき上がると、どのように発出されるのか。環境省から各都道府県などに、技術的助言ではなく、事務連絡として出すのか。（委員）
- 基準の解説書ができ上がった際には、各自治体に技術的助言という形で内容を通知することを考えている。また、事業者が参照できるように、ホームページ等でも公開する。幅広く皆さまが見られる状態にする予定である。（事務局）
- 誰に向けて書くかを意識した書きぶりにしたほうがよい。技術的助言なら、大臣から知事等の地方公共団体の執行機関に対して行うことになるので、それを受け取って法の解釈や運用に直接役立てるのは自治体職員になる。また、自治体向け

の記述にすれば、「役所はおそらくこういうつもりで権限を行使するだろう」と推測でき事業者にも役立つ。そのため、まずは自治体がきちんと法を執行するのに役立つ書き方を徹底することが一つである。そのうえで、理想的な飼養管理の部分については、自治体がそれぞれに理想を語るのも変であり、一次的には事業者がよりよい取組をしていくべきかもしれないので、かなり書きぶりが変わってくるのではないか。名宛人は自治体だけではないので、性格が異なるものが同じところに入っていることを意識して、書き分けていただきたい。（委員）

- 資料2の4ページにある行政処分についての経過措置については、実効性が大事で、厳格な対応が必要だと書いた後、一部経過措置期間中において、飼養環境などの基準が適用されていなくても、新たに規定した「体表が毛玉に覆われた」等の基準は適用されるため、これはこれで1つの事実を2つの基準で読めるということで、指導等ができるという趣旨に読める。その後の、「基準との乖離が大きい事業者については、経過措置期間中に集中的に指導等を行い、経過措置期間終了までに新たな基準に適合できないと判断される場合」は、取消しを視野に厳格な対応を行う、つまり指導等を行っても無理だと判断される場合には、厳格な対応を経過措置終了前に行うと書かれているように読める。本当にそうではないのか、確認したい。（委員）
- 「判断される場合」というのは、あくまでも省令の経過措置の日付、経過措置が適用されることがスタートした日以降にそういった判断がされた場合には、取消しを視野に厳格な対応をするということで、時点を分けて書く必要があった。（事務局）
- 経過措置期間中は指導を行うところまでしかしない、アラートは出すが、当然処分はしないということか。（委員）
- そのとおりである。（事務局）
- ご指摘の箇所は整理をして、次回までもっとわかりやすい表記に改善する。このようなことを書いた背景は、今回明確化した基準のうち経過措置を設けている項目について、現行で新たな基準との乖離が大きい事業者が実際にいることが想定され、この事業者は当然ながら経過措置期間が終了するまでに新しい基準に適合してもらわなければならない。これまでの事業の現場等を見ている人たちの一部からすると、そういった指導が適切に行われず、結局直前まで現行の基準と乖離した状態を維持した後に、最後に間に合わないとか、準備が整っていないということで、そのまま崩壊的に経過措置期間が終了した後も、基準を満たさない状態で事業を続けるということ、行政が容認せざるを得なくなるのはまずいのではないかとのご指摘があった。そこで、特に徐々に対応を進めていかなければならない性質が強いもの、例えば1人当たりの飼育頭数の上限などは、経過措置そのものも段階的にしているが、現状で基準と大きな乖離がある事業者は、

通常は上段に書いてあるような、体表が毛玉で覆われた状態になっていたり、何らかの別の基準を満たさないような不適切な状態が確認できるであろうから、そこは直ちに改善させることができる。更に、今の時点で員数規定等の乖離が非常に大きい場合は、期限が来るまでに減らすようにと伝えるだけでなく、具体的に、職員を新たに雇うのか、譲渡や販売によって犬猫を減らすのか、場合によっては任意で改善計画を提出してもらうなど、具体化した規制の実効性の担保を、このような指導にあまり慣れていない職員がいる自治体に対しても、明確に示していけばいいのではないかとということがあった。基準を満たしている事業者に指導や勧告、命令、取消しはできないので、ここで意図していたのは、経過措置期間が終了する前で、経過措置期間が終わった瞬間に基準を満たせない状況が避けられないことが明らかな場合は、経過措置期間が終わった後に行政指導から始めるのではなく、行政指導は事前にしておいて、経過措置期間が終わった瞬間に基準を満たしていない状態であれば、速やかに勧告などの行政処分を始めるべきだという考え方である。説明が不十分なところは修正したい。（事務局）

- 今のご説明であればよい。これは資料2で突然書かれたことではなく、第3次答申に書いてあることなので、そちらの表現の問題だろう。趣旨は理解した。（委員）

続いて、事務局より、「資料3 基準の解説書（仮称）の骨子案」のうち、前半（項目1～3まで）について、以下の説明が行われた。

- 資料3は、基準の解説になる部分の骨子で、特に法律の解釈に関する部分などを案としてお示ししている。この中に、具体的な犬猫の飼養管理にあたって、理想的な部分や、より具体的な記載ができる部分はさらに充実させていきたいので、幅広くご意見を寄せていただきたい。
- 1つ目のケージ等の基準について、最初に、基準がどのようなものかについて、概要を載せている。これは、本検討会でとりまとめいただいた基準の内容と、答申の内容である。その後に、趣旨として、基準の趣旨を説明している。例えばケージでは、閉じ込め型の飼養を防ぐこと、自治体職員が現場で確認しやすいこと、個体サイズ等の違いがあっても客観的にチェックできること、という考え方に基づいて決めているという説明をしている。
- 2ページ目にチェックポイントを載せている。各項目でも同様に掲載することを考えているが、特にチェックすべき項目について、特出しして分かりやすいように書いている。ケージの場合は、分離型や一体型それぞれの基準を満たしているかなどがチェックポイントとなっている。
- 解説は、現状、基準の言葉の定義や解釈をメインに入れており、体長・体高やケージ等について、例えば、部屋で放し飼いをしているホビーブリーダーのような

形態の場合は、部屋全体がケージ等として基準を満たす必要があることを説明したり、自治体を含め、事業者がどのような状態の時にどう考えるかなど、共通の疑義が出るような部分について解説をしている。各項目を自分の状況に照らして参照すると、中身がわかるというかたちで考えている。図示も含めて記載し、例えば3ページの(2)では、分離型の基準についてわかるようになっており、5ページ(3)では、運動スペース一体型の運動スペースの基準の説明が記載されている。6ページ(4)からは、分離型・一体型を問わず共通する考え方として、例えば猫の棚とはどういうものか、7ページには、「特別な事情があつて基準が適用されない場合」とはどういうものかなどを説明している。全体的に基準の解釈に関する内容で、少し分かりづらい部分があるかもしれないので、先ほどのご指摘なども踏まえて、より分かりやすい記載に見直すことを考えている。

- 8ページ目からは、代表的な品種ごとの具体的な数値の表を載せている。こちらはまだ情報収集・整理中で、今後、より正確なものに修正していきたい。
- 10ページ目も同様で、猫の場合を載せている。
- 11ページからは、ケージの床材等に関する解説をしており、同じく趣旨やチェックポイント、解説を載せている。床材は金網が使用されていないか、破損がないかなどの基準について解説している。「ケージ及び訓練所などについて」では、ケージは転倒の防止策も必要になるので、例えば不安定な状態でのケージの積み重ねや、他の個体のケージに糞尿が漏洩するような構造が基準違反になることも、具体的な例示として入れている。
- 12ページでは、「より理想的な飼養管理に向けて」として、ケージ内に必要な設備や配置方向の工夫などの情報、施設・設備の管理方法、個体の状態に合わせた対応で、このようにケージを置いたほうがいい、一体型ではこのような配置にしたほうがいい、個体が自由に好きな場所に移動できることが重要、などの事項について、皆様の知見を踏まえて充実させていきたいと考えている。
- 2. の従業員の員数に関する事項も、大きな構成は同じで、趣旨の次にチェックポイントがあり、その後に解説があるという流れである。趣旨については、犬猫の世話にどれだけの人を置くかという規定になり、1人当たりの飼育保管頭数が多くなると管理が行き届かなくなる傾向があるため、犬猫の飼養保管に従事する職員の数を、1頭当たりの飼養保管に要する平均的な時間をもとに、具体的に何頭までと規定した、ということを説明している。
- チェックポイントでは、頭数が何頭か、そのうち繁殖の用に供されている犬猫が何頭かをチェックし、そこに従事する職員が、常勤換算で何名いるのかをチェックする。そして、1人当たりの飼育保管頭数の上限を超えていないかを確認してもらうことになる。
- 解説では、言葉の定義として、常勤の職員が勤務すべき時間数を詳しく解説して

いる。常勤とは、勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることと解説している。雇用契約上の正規・非正規は関係ないことにも触れている。

- 14ページでは、いろいろな業形態があり、常勤職員以外の人もいることが想定されるので、その場合の考え方も示している。該当する職員それぞれの勤務延べ時間数の総数を、常勤の職員が勤務すべき時間数である週40時間で割った数値を、員数として換算する。例えば、2人で合計40時間となれば、員数は1と換算する。なお、整数未満の端数がある場合はこれを切り捨てた数値を員数とするという考え方を示している。
- 1人当たりの飼育または保管する頭数は、動物の飼養保管をするにあたり、それに要する時間から頭数を算出していることを示している。子犬・子猫は頭数に含まれない。繁殖の用に供するとは、繁殖実施状況記録台帳を作り、そこに記載されている個体が、繁殖の用に供している個体であるということである。繁殖の用に供さない犬猫の頭数は業として扱うものではなく、一人当たりの飼養頭数には入らないという、頭数を数えるときの考え方を示している。(2)の員数の計算方法について、員数を数えるときに複数事業所にまたがり業務に従事する職員については、それぞれの事業所で員数を1とカウントすることはできないことを整理している。
- 15ページに、同一事業所で販売業務などの複数の業務に従事する職員の扱いを整理している。員数規定の計算の際に、接客のみに従事している販売員は、動物の飼養または保管に従事する従業員に含めることができない。省令の中に、一人当たりの飼養頭数の別表として、上限の頭数を定めた表があり、これの読み方を解説している。犬が11頭の場合、猫の上限は14頭になる。その中で、繁殖の用に供する頭数の上限は、犬は8頭、猫は12頭で、横一列に読むことを解説している。
- 16ページの経過措置については先ほどご説明したので省略する。中段で、施行時点において員数規定に違反している状態である場合は、勧告、命令の対象になることも十分に留意して、員数規定を遵守できるように計画的に準備を進める必要があることに触れている。
- 「より理想的な飼養管理に向けて」については、1頭1頭の飼養管理により長い時間をかけること、より丁寧に世話をすることが、より理想的な飼養管理になると考えており、職員の知識及び能力の向上により、飼養管理の質を高めていくことも大事であることに触れている。
- 3.の環境に関する事項の趣旨については、温度管理であれば個体の状況に応じた適切な温度・湿度の管理、確保が必要ということ、臭気については周辺環境等を損なわないように清潔にすることが義務付けられていることを説明している。また、これらの環境の管理に関する事項は、外的な環境要因の影響が大きく、

基準として一律に上限値や下限値を定めた場合、数値をぎりぎりですべて満たしていても、犬猫の状態としてはあまり適切ではない状況等を招くおそれがあるので、季節や地域に関する状況をしっかりと踏まえた管理を行うことが必要であることや、寒冷地に適した品種等がいることも含めて、個体に合った温度管理・湿度管理・臭気等、その場所に合った適切な管理が必要という趣旨で書いている。

- チェックポイントは、基準そのものだが、温度計、湿度計等があるか、低温・高温によって動物に支障が生じるおそれがないか、清潔が保たれていて臭気がないか、自然採光・照明によって光環境が管理されているかである。温度管理については18ページの表に、暑さで動物の状態に支障がある状況を具体的に例示している。例えば、運動をしていないのにパンティングをしている状況や、猫なら開口呼吸が見られる状況はかなり危険なので、そういった状況が見られることがないようきちんと温度管理をすること、寒さによって震えていたりすることがないことというような、犬猫の個体の状態について解説をしている。
- 実際の温度管理は、具体的な温度だけではなく、年齢や基礎疾患の状況によっても必要な温度管理は異なり、幼齢個体であれば、より高めの温度を維持したほうがよい場合があること、寒冷地に適した品種であれば暑くなりすぎないように少し低めの温度を設定し、管理する必要があることを書いているが、このあたりはもう少し情報を充実させたい。
- 19ページからは、個体の状況に合わせた管理の参考となる情報を載せている。寒冷地に適した品種や体温調整が難しい例などについて説明している。例えば、短頭犬のブルドッグやパグは体温調整が難しいので、より厳格な管理が必要であること等も記載している。
- 21ページには、猫の情報についても記載しており、被毛についても、シングルコートとダブルコートがあり、品種によって暑さ・寒さに対する適性が異なるという情報も載せている。
- 臭気の基準については、臭気によって環境を損なってはいけないことを記載するとともに、具体的に悪臭防止法で定められているアンモニアの濃度などについても載せている。周囲の環境に影響がないようにしっかり管理することや、23ページでは、実際に臭気等を測定するための手法について説明している。
- 23ページの(3)からは、日長変化に応じた光環境の管理の基準として、猫なら照明管理による人為的な発情促進等はできないことも記載している。24ページに参考数値として日長変化に関する情報等を掲載している。
- これらについて、理想的な考え方として、清潔な管理の維持管理、清掃に関する知見や、日照や夜間の休息等に関する知見などについても、まだまだ入れなければならないと考えており、必要なコンテンツは、この項目に限らず沢山あると思っているので、ぜひご意見をいただきたい。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- ▶ 全般的に、対象や内容をもう少し整理していただきたい。細かいところでは、ケージについて、ここに記載されている犬種の体長は犬種標準の体形として算出されているが、商業的にブリーディングされている犬は、繁殖雌が大きいほうが出産が軽い、産児数が多いという理由で、大きめの個体が多い。そうすると、例示した値が実際よりも小さくなってしまう。これは例であり、実際は個別の犬の体長で決められることをきちんと書くようにしてほしい。例えば10kgのパピヨンがいた場合、パピヨンだからパピヨンの標準サイズのケージでOKというように考えてしまうこともある。例があってもいいと思うが、実際の動物の大きさを数値を算出すると強く書いたほうがいい。そう考えると、こんなにたくさんの犬種を挙げる必要はなく、代表的な犬種だけでいいのではないか。他方、犬についてはたくさんの例示があるのに、猫は中間サイズの猫種しか書かれていない。例えば、猫はシンガプーラが一番小さく2kgぐらいしかないが、いちばん大きいメインクーンが7～8kgでいちばん大きい。それが例に入っていないのはおかしい。同じように、温度でも、寒冷温暖に適した犬種は基本的に原産国により、原産国が北のほうは寒さに強く、南の方は弱いので、こんなに多くの犬種・猫種を挙げる必要があるのか。シングルコート・ダブルコートについても細かく書いてあるが、そのなかに間違いと思われるものがある。また非常に新しい猫種でラガマフィンが例に書かれているが、非常に珍しく、公認していない猫種団体もある。環境省がつくる文書の中に入ることによって、日本の国はこの猫種を認めたという印象も持たれる。どのような犬種、猫種を選ぶか、また例示が必要かについては、もう少し精査したほうがいい。（委員）
- ▶ 内容を理解するのがかなり大変ではないかと思った。事業者も行政の職員も動物のプロなので、ある程度はわかるかもしれないが、字が多すぎるため、今の状態が違反しているかいないかを、もう少し直感的・視覚的に理解できるようにしなければ、非常に使いにくいものになってしまう。一方で、省令の施行期日が6月1日で、その時点で手元になければならないことを考えると、5月中頃までに、正味1～2か月でつくらなければいけないので、スケジュール的にも非常にタイトである。内容の検討と同時に、伝え方として、図の多用が必要である。3ページや5ページのように、図があるとわかりやすく、絵で書いてあって、倍数など図示されていると分かりやすい。このような図や絵、写真などをたくさん入れ込まないと、なかなかわからない。なるべく記述はシンプルにして、視覚的にわかるものを多用することがとても重要である。また、動物の状態に関しても、毛玉がある状態など、この状態は駄目だと写真などで示さないと、良い悪いの水掛け論になりそうである。今から注力すべきは視覚化や、図や写真の作成だと思う。

(委員)

- 細かく計算されて数字がいっぱい並んでいても見つけるのが大変なので、余裕がある数字で、ある程度カテゴリ化する必要がある。また、日本で多く飼われている品種や系統で、大きさなどが違ってくるので、データが十分あるかわからないが、なるべくそれを揃えるほうがいい。ただし、疾患の危険性などにより、海外ではブリーディングをやめる動きがあるような品種が、日本では人気があることもあり、今後動物愛護に関する議論に出てくるかと思うので、あまり積極的にアピールするような書き方ではないほうがいいと思う。また、員数のところで、職員として雇用されていると書かれていて、今回の議論の中心にはなっていないが、第二種動物取扱業のシェルターに関しては、私たちの最近の調査で、約半分の団体には雇用されている人がいないという結果も得られている。ボランティアだけで運営している場合を想定しているか。もちろんボランティアの不安定性はあるが、ボランティアを対象外にしてしまうと、シェルターではなく、家での一時預かりばかりになってしまうことが危惧される。その確認をしたい。(委員)
- ボランティアについては、本日の資料ではお示しできていない。第二種の場合、どのような考え方で整理するかについては次回にお示ししたい。(事務局)

続いて、事務局より、「資料3 基準の解説書(仮称)の骨子案」のうち、後半(項目4~7まで)について、以下の説明が行われた。

- 25ページからは、4つ目の疾病に係る措置に関する事項として、年1回の健康診断について記載している。年1回以上の健康診断をしているか、繁殖に使われている個体は繁殖の適否の診断が必要であり、それができているか、診断書が保存されているかという観点からの解説となっている。26ページに、どのような検査項目があり得るかということや、獣医師が診断書を交付しなければならないという獣医師法の規定に関する情報も参考までに載せている。
- 27ページからは、より理想的な飼養管理に向けて、疾病等を予防するための措置として日常的な健康管理やワクチン等の情報を載せられないかを考えており、検査項目も含めて、ご知見をいただきたい。
- 5つ目、展示または輸送の方法に関する事項について、原則としては、展示は休息できる設備に自由に移動できる状態を確保することになっている。輸送については輸送後2日間以上その状態を観察することになっており、それらのチェックポイントを記載している。展示に関する基準について、こういった状態が休息できる設備に自由に移動できている状態なのか、展示を行わない時間はどのような状態かという解説を30ページに入れている。また、バックヤードも飼養施設に含まれるため、そこでのケージ等も基準が適用されるという法解釈を記載している。30ページの後半からの輸送後の観察に関する基準について、2日間の考え方の一

つの目安として48時間と記載している。また、観察中に異常が認められた場合の措置について、獣医師による診断を受けることを含めて措置が必要であるということに記載している。輸送の方法・設備等については、現行基準においても転倒防止や、定期的な清掃、動物の状態を観察することなどが記載されており、そうした部分も掲載している。こちらについても、より理想的な飼養管理に向けて、輸送や展示における注意点や必要な情報について掲載したいと考えている。

- 33ページからの繁殖に関する事項では、基準の内容としては、犬は出産回数が6回まで、年齢は6歳以下が原則で、猫も原則として6歳以下となっている。また、獣医師による診断を受けることや、繁殖実施状況記録台帳の保存の義務があるため、それがきちんと記録されているか等もチェック項目として載せている。解説については、基準に適合している状況、適合していない状況を具体的に解説している。
- 34ページに繁殖実施状況記録台帳を備え付ける義務があることを解説している。今回ここは、法改正に伴う基準の改正に関する事項について記載を追加しており、35ページに台帳の様式を出しているが、新しく追加したものとして、例えば交配時の年齢を記載することや生涯の出産回数を記載すること、また帝王切開を行った場合はそれに伴う獣医師の診断などの結果を記載するということも追加しており、こういったものをきちんと備え付けることを解説する予定である。
- 35ページからは帝王切開に関する基準の事項で、1回でも帝王切開を実施すると、2回目以降は獣医師の診断の基づき、個体によってもうこれ以上はできないということになれば、それに従う必要があるということも記載している。
- 35ページの後半から、獣医師の診断に関する事項等を解説している。
- 36ページ以降は、より理想的な飼養管理に向けて、犬猫の繁殖生理に関する基本的な情報や帝王切開、遺伝子疾患等に関する情報等を掲載したいと考えており、ご知見をいただきたい。
- 7つ目、40ページからは、その他動物の愛護及び適正な飼養に関して必要な事項となっている。直接的に動物の不適切な状態を禁止しており、チェックポイントにいずれか1つでも該当があれば違反になるということをも明記している。清潔な給水の常時確保や運動スペース内での運動、散歩、遊具を用いた活動など人とのふれあいが行われているかといったことについて解説を付けている。例えば清潔な給水の常時確保について、獣医療行為に伴う場合等で、特別な事情が客観的に評価できる場合は一部例外になることも解説しているが、一方で例えば水を飲み過ぎてお腹を壊してしまうからや、食器を倒してしまうから置けないということは認められないと記載している。また、運動スペースでの自由な運動の確保等について、3時間以上となっているが、3回に分けて1時間以上ずつということをも認めないわけではないという解説や、人とのふれあい活動について、どのような

ものがあり得るかについて記載している。事例の部分で実際にどのような運動をしたらいいのか、どのような人との触れ合いがあるか、ハンドリングに関する知見などについては、42ページ以降のより理想的な飼養管理に向けてに関する情報をより充実させていきたい。

- アニマルベースメジャーの考え方や、ネグレクトで法第44条違反になる場合やエンリッチメントの考え方、適切なふれあいや運動の内容、ボディコンディションスコアの考え方などの情報をより充実させていきたいと考えており、ご意見をいただきたい。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 健康診断について、できれば具体的に、必須、やるべき事、また推奨の部分やモデル的な健康診断書を付けたほうが良い。獣医師は、動物を持って来られて、健康診断をしてくださいと言われても、どこまでやればよいのか迷うと思う。また、例えば健康診断を依頼しに来る人、事業者にしてみれば、できるだけ費用を抑えたいという場合には、視診と触診と聴診だけでよいということになってしまい、それだけでよいのかという話になる。健康診断と一言でいっても非常に幅広いものになる。最低限必要な部分、また理想的、推奨されるものとして、Team HOPEという臨床獣医師の団体が、健康診断を、何歳ぐらいでどれぐらい、7歳以上であればここまでというような、推奨的な部分を示している。ただし、それは推奨なので、現実としてそこまでは難しいかもしれない。最低限みるべき事項やモデル的な健康診断書があれば、それを持って行き、それに記載するというのであれば、依頼された獣医師はわかりやすいし、費用もそれほど変わることなくどこでも受けられるのではないか。（委員）
- 帝王切開の診断書も、診断項目やモデル的な診断書があると、依頼された獣医師にとって非常に標準的な診療ができると思う。やるべきこと、推奨する部分、モデル的な健康診断書があるとよりよいのではないか。（委員）
- 健康診断に入るのか、繁殖の部分に入るのか分からないが、繁殖施設のことを考えると、ブルセラ症などの検査も入れるべきではないか。また、人獣共通感染症等は、第二種にもかかってくるが、ノミ・ダニ等の外部寄生虫等も含めて、人獣共通感染症についてはどうするのが全く入っていないため、考えの中に入れてほうがよい。（委員）
- 環境省としては健康診断のなかに血液検査まで入れる予定か。（委員）
- 個体の状況によって血液検査は必ずしも必要ではない場合もあると思う。全てにそこまでやることを義務化するのか、若くて何の問題もないような個体について必要なのか、または状態が悪い個体であれば血液検査だけではなくレントゲンやエコーも必要な場合もあるため、一律に決めるのは難しいかもしれないが、ご意

見をいただきながら考えていきたい。（事務局）

- レントゲンやエコーは二次検査であり、一次的な健康診断について考えればよい。当然一次的な検査で異常があれば、獣医師はエコーやレントゲンをとりましょうということになる。補助犬のほうの健康診断書が参考になるかもしれないので、後で共有する。（委員）
- 具体的にしないと、おそらく獣医師も実際に困るだろう。血液検査までするかどうかということでもまず困ると思う。（委員）
- 健康診断で異常が見つかった時に、治療をしなければどうなるのかということについて、虐待として考えるのが曖昧だと思う。そこをはっきりある程度書いていただきたい。ただ、微妙なラインで、治療してもよいがしなくてもよい場合や、した方がよい状況も出てくる可能性がある。はっきりできるかは難しいかもしれないが、虐待とのつながりをはっきりさせるとよい。すでにそれがクリアになっているのであれば教えてほしい。（委員）
- 今回は具体化した部分が特に健康診断であるため、詳しく言及できていないが、現行の基準においても、動物が疾病にかかり、または傷害を負った場合は速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることが義務規定になっている。このため、病気が見つかったり、傷害があるような状況で必要な処置が行われていなければ、この遵守基準に照らしても違反になることがあり得る。また、明らかにネグレクトでひどい状況であれば、虐待の条文に照らしてそちらの法律違反に問われることもあり得る。（事務局）
- それが法律を参照するようにするのか、解説書の中に書いてあるのかによって、使いやすさが違うと思うので、検討願いたい。（委員）
- アニマルベースメジャーの考え方が必要。獣医師は身体的な健康のチェックに集中しがちだが、あわせて心理的な健康、行動評価の項目も加えて、最低限チェックすべき動物の状態、チェックすべき項目を整備していただきたい。畜産の場合は、それぞれの施設や管理のリコメンデーションの中に、それらのリスクファクターによってどういった動物の状態が強く影響を受けるかという項目を加えている。全体のアニマルベースメジャーと、あわせて施設ごとに特に注意して見なければいけないアニマルベースメジャーを列記してもらえるとわかりやすい。（委員）
- 動物の状態についてはアニマルベースメジャーの行動変化のところに記載するのがよいか。動物病院に来た時には症状が出なかったりすることも多いため、獣医師が評価するのは難しいかもしれないが、気を付けるべきこととして示されていると、飼育する側としては注意することができるため、コンテンツとして入れてもよいのではないか。（委員）
- 行動的な部分はなかなか動物病院に来たり場所が変わると示してくれないとい

うことがあるが、補助犬の健康診断の中には、爪の状態や被毛の状態、例えば毛玉などもそこで見ている。毛玉は、わざわざ自治体の職員が1年に1回行って見るだけではなく、健康診断のときに動物病院に来たら見ることができる。健康チェックのポイントのところにも、爪や被毛について入れれば、健康診断時にチェックができる。（委員）

- 16ページの員数規定のところ、表が2つありその次の行から、施行時期において員数規定に違反している状態の場合、即勧告・命令の対象になるという表現がされているが、即勧告・命令とは、具体的にどういうことをイメージしているのか。即ではなく、ゆっくりや、のんびり勧告・命令するという反対の言葉があるのか。41ページ全体通じて、勧告・命令というのが2～3か所しか出てこない。出ているところは勧告・命令につながるが、それ以外のところはつながらないのではないかという誤解を招くのではないかと思われる。（委員）
- 16ページの即勧告・命令の対象になるということについては言葉のとおりである。勧告・命令することができるが、その反対の即ではないものは基本的にはないという考えである。全体が勧告・命令の対象になるのか、書かれているところだけなのかについては、この解説自体は基準全体を解説しているため、基準が満たされていなければ勧告・命令の対象になる。それが全体にかかるということが明確になるようにしたい。（事務局）
- 2つコメントする。1つは輸送について、輸送の定義がどこかにあるのか。この中でははっきり分からず、定義がこの中にもあるとよい。また、2日間おくということに関して、移動で展示を行う事業者については、事前に会場が、これが良いか悪いかは別として、住宅展示場などでの動物展示が今回禁止になっていないと思うが、その場合は、2日前に行くことが出来ないのではないか。日帰りなどでイベント的なところに動物を連れていく時など、どこからが輸送になるのかがわかりにくい。（委員）
- 2つ目は、動物を見ることについて、健康診断でみられる部分とみられない部分があり、動物を飼っている現場でどういう状態に動物がいるのかを見る指標として、犬や猫であれば表情や姿勢などの情報が、ある程度ある。動物がハッピーかどうかを見るための指標もあると思うので、それを入れていただきたい。（委員）
- 細かいことだが、全体として勧告・命令と、登録取消し、業務停止、刑事告発を横並びに置くのは違和感がある。刑事告発などは、法律の逐条解説などでは具体的にどういう時とは書きにくいいため、条文をそのままにする例も多く、どういう時に告発するかはなかなか言えない。勧告は基準を遵守していないと認める時なので、基準違反さえあればできることであり、行政指導として整理していると思われるが、仮に処分であれば事前の手続が行政手続法では免除される場合があるくらい、基準違反であれば直ちに処分していいというレベルの形式的な行為であ

る。命令については、正当な理由がなく勧告に係る措置を取らなかったときにやるものであり、要件が違うため、即できるわけではない。そこは丁寧に書き分けたいといけない。具体的に員数や計算をどうするかという中身の話と、基準違反があった時に法律上どのような手続があるのか、処分をする時は事前の手続きも含めてこのようにするべきだという、法の執行の部分と手続的なことは分けて、まとめて別の場所を書いたほうが分かりやすいのではないか。（委員）

- 資料2の5ページに少し出てくるようなことを、もう少しちゃんと説明すればいいということではないか。（委員）
- そのとおり。命令する時には事前に行政手続法に基づく弁明の機会の付与が必要になるのではないか。結局は自治体がこの解説書を読んでそのとおりやれば適法に活動したことになるというような、読みやすく分かりやすいものになればなお良いと思う。（委員）
- 勧告と命令のステイタスが違うのはご指摘のとおりであり、行政が実際に運用するにあたり、どのような手順で進めるのかを書いていきたい。今の時点では勧告・命令ということで、即とまとめて書いていたが、そのあたりをしっかりと書き分けていきたい。（事務局）
- 例えばHPに記載するなら、チェックリストだけが最初のコンテンツとして出てきて、これがわからなければ次にこちらを読む、これだけではサイズが合っているかどうか分からないのであれば、次のそれを説明するコンテンツに移動するというようなイメージで、自分が合っているか合っていないか分からないところだけ読めるようにしないと、分厚い取扱説明書のように結局誰も読まないようなことになるのが怖い。その人の困りごとにすぐにアプローチできるように工夫をしないと、公務員的な文書で終わってしまい、実際に使われなくなるのが怖い。そういう意味では、チェックポイントを前に出すのは一つの考え方ではないかと思う。（委員）
- もう一つ、これは今回新しく決めたことであり、このように順番にも並べており、定量的に出来るものは定量化するという事になっているため、これ以外にも気に留めることがあれば、全部サマライズして出す必要があると思う。また、順番について、この順番で出すのがよいのか、場合によっては被毛と何か別のことを近くに寄せるといった考え方もあるだろう。そのような工夫をしたほうが事業者や自治体の職員が利用しやすくなると思う。（委員）
- 健康診断はモデルのものがあればよいという話をしたが、表情や姿勢などの行動のチェックポイントも、チェック表みたいなものがあるとやりやすいと思う。文章で書かれていても行動などは理解が大変だと思う。チェックリスト的なもので、できるだけ具体的に、ここを参照すると簡単にチェックができるというものがあると良いのではないか。その上で、解説書で文章があってもよいと思う。そうす

れば、事業者や自治体がより使いやすいと思う。（委員）

タイトルについて、以下の質問・意見等があった。

- 資料2に戻って、タイトルについて。タイトル案をこの3つに限らず、どのような呼び方がよいかについてご意見をいただきたい。（委員）
- この3つを見て硬いと思ったが、いかがか。（委員）
- 過去に解説書や解説というものが、飼養保管基準のほうについて出ていて、そちらのイメージを持っている。解説や説明だけではなく、特に守らなければならないことに関するものであるため、解説という言葉で終わらないほうがいいと思う。解説書というと飼養管理基準と混ざりそうで、それよりもう少し上のレベルで、マニュアルなのかガイドラインなのか、ガイドなのか、別の名前がよいと思う。（委員）
- チェックリストから入っていくのはよいと思う。タイトルも飼養管理基準のチェックリストとして、チェックしながら解説を読んでいくのが取っ付きやすいのではないか。このネーミングは動物取扱業者にとって確かに硬い。（委員）
- 基準そのものの性格は行政が行政事務を遂行する、権限を行使するために技術的な助言という非常に硬い性格を持っているため、柔らかくするのがよいのかというのは悩ましい。今日はひとまずいろんな意見をお出しいただいて、次回までに整理し、分かりやすさも含めて、次回にご提案させていただきたい。（事務局）
- 正式なタイトルは硬くてもよいが、柔らかい呼称が副題でついているとよいかもしれない。（委員）
- 単にチェックリストやマニュアルというようにすると、分かりやすさはあるが、結局それさえクリアすれば、中身や本質を理解しなくても、結果的に適正に行動しているということになるといった弊害もあろう。動物の飼養管理の基準として今後理想的なものも含めて、このような方向でやってもらいたいという、それなりの中身のあるものだとするなら、動物飼養管理の虎の巻とか、副題でも通称でもいいので、わかりやすいのはそういうものにして、本質的には内容を示す名称をしっかりと考えればよいと思う。（委員）
- 動物愛護法も含め、英語にしたり、海外のものと比較したりする時に、規則や文書がどのレベルの位置付けかが分かりにくいことがある。一般的に、動物福祉法などに関して、レギュレーションやリコメンデーション、ガイドライン、ガイドダンス、ガイドというものがあると思う。英語にした時にどのレベルなのかを意識して示せるとわかりやすい。海外との比較もよく議論されるため、考えに入れていただきたい。その時に、チェックリストでは、リストだけというイメージで捉えられてしまうので、併せて検討いただきたい。（委員）
- ここからは全体を通じて、ご意見やアドバイスがあればいただきたい。（委員）

- 資料3の説明の中で、ここは広げようと思っているという箇所が沢山あったが、期日が6月であることを考えると、あまり広げなくてもいいのではないかと。理想の部分がある解説書はすごくいいと思うが、時間的なことを考えると、全てが中途半端になってしまうのであれば、チェックリストを中心としたというか、やるべきことにより集中してしっかりしたものを作ったほうがよいと思う。お尻の期日が決まっているのにあまり風呂敷を広げ過ぎてもよくないと思う。理想的な飼育となると、どんどん広がると思うが、どこまで広げるかが非常に重要になってくる。無理に広げる必要はないと思う。（委員）
- 解説書は本にするのか、ネット配信だけか。（委員）
- 本にして全国の事業所に配るのは難しいため、基本的にはネットに掲載し、余裕があれば本にすることも考えるが、現時点ではまずはインターネット上で広く公表することを考えている。（事務局）
- 環境省のネット上のサイトの構築について、自分がどこにいるのか分からなくなるような造りになっている。コンテンツからコンテンツに飛ぶといったことが自由に出来るような形になるのか。（委員）
- そこまでは具体的に検討できていないが、事業者がHPを見たときにすぐにわかる場所に掲載したいと考えている。その中身として、どのようにリンクできるようにするかについては、出来上がってから、または出来ていく中で考えていく。（事務局）
- 本にするかどうかによってもコンテンツのレベルが違ってくる。本なら異常な厚さになっても困る。それを考えれば、重要なコンテンツは今回の話で出たもので入れ込まなければならないものがあるが、時間的制約もある中で、それ以上の解説はいらぬというところは落としていくことも考えるべき。（委員）
- 2段構えが可能であれば、環境省がこれまでも出しているパンフレットの10ページぐらいで終わるものと、フルバージョンのものがあるとよい。よく海外でも、一般の飼育者が見るものは、かなりコンパクトなものがある。解説の意味がよく分からない人は詳細を見て確認をするといったほうが、全体としては使いやすいと思う。（委員）
- 最低限のレベルのものを紙で出すというのもありだと思う。（委員）
- 理想はこれだというものを提示するよりは、明らかに駄目だということがちゃんとわかることの方が大事だと思う。行政が技術的にこれを使って白黒を決めるというものであるため、こういうものの中に悪い例は載せにくいかもしれないが、この状態は明らかに駄目だ、このぐらいはボーダーだということが分かる形であることが重要である。ぱっと見て満たしてないのがこのような状態で、それはよくない状況だということが分かることが大事な機能であり、それをある程度視覚的に示すことが大事である。そこに労力を割くのが良いと思う。（委員）

- それでは、本日もご意見が様々あったが、事務局でまとめていただき、解説書という名前になるかどうかかわからないが、とりまとめていただきたい。（委員）

（２） その他

事務局より、「資料4 今後の検討の進め方について」について以下の説明が行われた。

- これまでの検討の経緯、スケジュールを上半分に示している。昨年8月に検討会の7回目を開き、その後、中央環境審議会の動物愛護部会で審議いただき、省令案について答申をいただいたという流れである。
- 今後については下半分に記載している。本日の検討会が解説書の検討の1回目であり、この後必要な情報収集等をさらに進めて、5月頃に2回目の解説書に係る検討会を開催したいと考えている。最後に、今後の検討課題としては、犬猫以外の哺乳類・鳥類・爬虫類に係る基準についても検討を進めるということで、引き続き委員の皆さまにはよろしくお願ひしたい。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 環境省から途中段階の報告が出てくれば、それぞれ目を通して、方向性などについて意見が出せると思うが、そういうことは難しいのか。早めに資料を出していただきたい。（委員）
- 今回の指摘を踏まえて事務局としては作業を進めていくが、本質的な議論は基本的には公開の場で行うことになるので、次回の検討会までに詰めたものを出す方向で考えている。資料等は出来次第、早めに出して、検討会までに読みこんでいただける時間を設けられるように、しっかりととりまとめていきたい。（事務局）

以 上